# 写

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 22 年 10 月

佐賀県人事委員会

人 委 第 7 4 2 号 平成 2 2 年 1 0 月 5 日

佐賀県議会議長 留 守 茂 幸 様

佐賀県知事 古川 康様

佐賀県人事委員会 委員長 馬 場 昌 平

## 職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

## **国** 次

別紙第	₹1	報	告		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	県職	員の給	与等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	民間	給与の	状況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
3	県職	員給与	と民間	間給	与	iの	比	較		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
4	県職	員と国	家公和	务員	ع	ග	比	較		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
5	物価	i及び生	計費	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
6	国家	公務員	の給り	与等	Ξ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
7	教育	職の給	与をi	<u> </u>	動	き		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
8	獣医	師等を	巡る	犬沅	j	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
9	むす	び・			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
(1)	県	哉員の約	給与に	つし	۰۱-	C		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
(2)	) 給	⋾構造(	の見直	U		こし	17			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
(3)	) 獣[	医師の気	<b>见遇改</b>	善/		こし	17	_		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
(4)	) 特列	朱勤務	手当の	見	直し	Uli	==	こし	17			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
(5)	年記	金支給	開始年	****	ア	31_	Ŀ۱.	ずに		¥ -	う任	£Я	目急	手に		こし	١٦	_	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
(6)	能力	力・実終	漬に基	ゔ	< ,	人	信車	平位	西朱	偱	₹0	密	全体	崩に		こし	١٦	_		•	•	•	•	•	•	•	•	16
(7)	多彩	彩で優	秀な人	.材(	刀を	隺化	呆・	Ē	訂万	別	==	こし	17			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
(8)	) 勤豬	务環境(	の整備	につ	こし	, 17	<b>C</b>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
(9)	服務	务規律(	の確保	:IC	こし	, 17	<b>C</b>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
(10)	) 給	ラ勧告 ション・ション・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイ	実施の	要詞	清等	等に	==	い	17	_		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
(参	考)・		• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ;	21
1	人事	院勧告	等の村	既要	<u> </u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ;	22
2	平成	21 年均	地方公	務	員約	슴브	ョヺ	€怠	总部	司같	紅	吉昇	₹0	り 根	贬要	툿		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• :	25
別紙第	₹2	勧	告		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27

## 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)、佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成15年佐賀県条例第2号)又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成15年佐賀県条例第3号)の適用を受ける職員(以下「県職員」という。)・民間事業所の従業員・国及び他の都道府県職員の給与等県職員の給与、任用、休暇等の勤務条件を決定する諸条件について調査研究を行ったが、その概要は次のとおりである。

### 1 県職員の給与等

#### (1) 職員数・職員構成等

県職員の本年4月1日における在職者は12,940人で、昨年同期に比して546人減少している。これら県職員の平均年齢は43歳8月、男女別構成は男62.0%、女38.0%、学歴別構成は大学卒79.2%、短大卒7.2%、高校卒13.5%、中学卒0.1%となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況 は、次表のとおりである。(報告資料第1表・第2表参照)

項目					年月	平成22年4月	平成21年4月			
職		 員			員			数	3,446 人	3,502 人
平		均	年		龄	44歳 1月	44歳 0月			
平	均	在	職	年	数	21年 4月	21年 4月			
平	均	経	験	年	数	22年 2月	22年 1月			
		大	学		卒	68.3 %	67.8 %			
学歴別		短	大		卒	4.8 %	4.9 %			
構成比		高	校		卒	26.6 %	27.1 %			
		中	学		卒	0.3 %	0.2 %			
男女別			男			75.7 %	76.7 %			
構成比			女			24.3 %	23.3 %			

(注)再任用職員及び任期付職員は含まれていない。

#### (2) 給 与

県職員の給与については、佐賀県職員給与条例等に基づいて支給されることとされているが、平成20年1月から佐賀県知事等の給与の特例に関する条例(平成19年佐賀県条例第58号。以下「特例条例」という。)により給料及び管理職手当の減額措置が実施されていることから、当該減額措置がないものとした場合の額及び当該減額措置後の額の両方について調査した。

なお、平成22年4月1日現在の当該減額措置の減額率は次表のとおりである。

	管理	職員		
減額対象給与	特定幹部職員 (副本部長級以上)	特定幹部職員以外	管理職員以外の職員	
給 料 月 額	6%	5%	3.5%	
管理職手当	10%	10%		

県職員は、本年4月において、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、研究職、医療職(一)、医療職(二)、医療職(三)、高等学校等教育職、中学校・小学校教育職及び公安職の8種類の給料表の適用を受けているが、これら全職員の平均給与月額は、給料月額361,028円(特例条例による減額措置後は347,785円)、給料の調整額1,683円、教職調整額7,530円、扶養手当10,935円、地域手当222円、住居手当3,949円、通勤手当8,316円、管理職手当5,074円(同4,567円)、その他手当6,761円、計405,498円(同391,748円)となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、 次表のとおりである。(報告資料第3表・第4表参照)

/	,, , , , , , ,	• • •	521 12I3 O	K J K K J K	ī
項目			年月	平成22年4月	平成21年4月
給	料	月	額	349,424 円	352,077 円
				(336,427円)	(337,463 円)
給	料の	調整	至 額	1,277 円	1,376 円
扶	養	手	当	12,563 円	12,616 円
地	域	手	当	535 円	415 円
住	居	手	当	4,138 円	4,255 円
通	勤	手	当	9,256 円	9,284 円
管	理	職手	当	7,042 円	6,904 円
				(6,338円)	(6,213 円)
そ	の	他 手	当	1,480 円	1,577 円
		計		385,715 円	388,504 円
				(372,014 円)	(373,199 円)

<sup>(</sup>注)1 ()内は特例条例による減額措置後の額である。

<sup>2</sup> 再任用職員及び任期付職員は含まれていない。

#### 2 民間給与の状況

#### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、県職員の給与と民間給与との比較を行うため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所324事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した146事業所を対象に、人事院と共同で「平成22年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者4,695人(昨年3,886人)について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。(報告資料第17表~第27表参照)

職種別民間給与実態調査については、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、調査完了率は、本年も90.4%(132事業所)と高いものとなっている。

#### (2) 調査の実施結果等

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

#### ア 本年の給与改定の状況

#### (初任給の状況)

新規学卒者(事務員・技術者)の採用を行った事業所は、大学卒で15.3%(昨年16.3%)、高校卒で10.8%(同16.8%)となっているが、そのうち大学卒で96.5%(同67.3%)、高校卒で94.7%(同75.8%)とほとんどの事業所で初任給は据置きとなっている。なお、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で191,685円(昨年188,702円)、高校卒で139,890円(同151,005円)となっている。(報告資料第18表・第21表参照)

#### (給与改定の状況)

次表に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は27.5%(昨年26.5%)となっており、昨年に比べてやや増加している。他方、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.8%(同1.6%)とわずかに減少している。

民間における給与改定の状況

(単位:%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン実施	ベースアップ の慣行なし
係 員	27.5 (26.5)	18.2 (22.8)	0.8 (1.6)	53.5 (49.1)
課長級	34.5 (22.7)	14.5 (18.9)	0.8 (1.6)	50.2 (56.8)

(注)()内は平成21年調査での数値である。

また、次表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、定期に行われる昇給 を実施した事業所の割合は68.9%となっており、昨年(60.0%)に比べて増加して いる。昇給額については、昨年に比べ増額となっている事業所の割合が27.0%と昨年 (4.7%)に比べ増加しているのに対し、減額となっている事業所の割合は14.9%と 昨年(14.1%)に比べわずかに増加している。

民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

	項目							定期昇給	
	定期昇給   定期昇給 <u>実施 定期昇給</u> 定期昇給								
役職段階		制度あり		増額	減額	変化なし	停 止	制度なし	
<i>1</i>		70.2	68.9	27.0	14.9	27.0	1.3	29.8	
係	員	(69.1)	(60.0)	(4.7)	(14.1)	(41.2)	(9.1)	(30.9)	
課長	級	45.8	44.4	17.4	5.4	21.6	1.4	54.2	
	: NX	(57.5)	(49.2)	(5.1)	(11.5)	(32.6)	(8.3)	(42.5)	

- (注)1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
  - 2 定期昇給実施の内訳である「増額」、「減額」、「変化なし」とは、昨年実績に比べての変化を示すものである。
  - 3 ( )内は平成21年調査での数値である。

#### イ 雇用調整の実施状況等

次表に示すとおり、民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、厳しい経営環境を背景として、平成22年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は37.0%となっており、景気の急速な悪化に伴い雇用調整を実施した事業所が大幅に増加した昨年(45.3%)と比べると減少しているものの、依然として高い水準になっている。民間事業所における雇用調整の措置内容をみると、採用の停止・抑制 21.2%、残業の規制 18.0%、賃金カット 8.0%の順になっている。

民間における雇用調整の実施状況

(単位:%)

	項目	実施事業所割合
人員整理等	採用の停止・抑制	21.2 (20.8)
の関係	業務の外部委託・一部職種の非正規社員への転換	6.4 (1.7)
	部門の整理閉鎖・部門間の配転	6.0 (7.8)
	転籍出向	5.8 (3.6)
	希望退職者の募集	3.5 (1.5)
	正社員の解雇	0.0 (1.4)
就業制限・	残業の規制	18.0 (22.3)
賃金抑制の	賃金カット	8.0 (14.2)
関係	一時帰休・休業	7.3 (12.7)
	ワークシェアリング	0.0 (1.5)
	 計	37.0 (45.3)

- (注)1 平成22年1月以降の実施状況である。
  - 2 項目については複数回答であり、各項目の実施事業所割合の合計は計に一致しない。
  - 3 ( )内は平成21年調査での数値である。
  - 4 給与減額の対象となる「一時帰休・休業」、「ワークシェアリング」、「賃金カット」のいずれか の措置を実施している企業の割合は、10.6%である。

## 3 県職員給与と民間給与の比較

#### (1) 月例給

本年の県職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、県職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種(事務・技術関係)の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢等の条件を同じくすると認められる者同士の本年4月時点における諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行った。

その結果、次表に示すとおり、特例条例による減額措置前の県職員給与が民間給与を 1人当たり平均1,076円(0.29%)上回っている。

なお、特例条例による減額措置後の県職員給与、すなわち実際に支給されている県職員給与と民間給与を比較すると、県職員給与が民間給与を1人当たり平均12,723円(3.52%)下回っている。

#### 民間事業従事者と県職員(行政職)との給与比較

民間給与(A)	県職員給与(B)	較差 (A)-(B)(円) ( (A)-(B) × 100)(%)
070 740 F	374,822 円	1,076 円 ( 0.29%)
373,746 円	〔361,023 円〕	〔12,723 円 (3.52%)〕

<sup>(</sup>注)本年度の新規採用者及び教育職員から転任した指導主事等は除外した。

#### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別 給は、次表に示すとおり、所定内給与月額の3.94月分に相当している。

#### 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与	下	半	期	( A 1 )	328,848円
平均所定内給与	上	半	期	( A 2 )	327,345円
性別級の主級額	下	半	期	( B 1 )	643,543円
特別給の支給額	上	半	期	( B 2 )	647,760円
	下	半	期	(B1/A1)	1.96月分
特別給の支給割合	上	半	期	(B2/A2)	1.98月分
	年		間	計 計	3.94月分

<sup>(</sup>注)下半期とは平成21年8月から平成22年1月まで、上半期とは平成22年2月から7月までの期間をいう。 備考 県職員の場合、現行の支給割合は、4.15月分である。

<sup>[ 〕</sup>は特例条例による減額措置後の額及び率。 県職員給与(B)の内訳等は、報告資料第5表参照。

### 4 県職員と国家公務員との比較

総務省の平成21年地方公務員給与実態調査(平成21年4月1日現在)によると、国家公務員(行政職俸給表(一)適用を受ける職員)の平均俸給月額を100とし、これに相当する県職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数(ラスパイレス指数)は、95.8(全国39位、九州7位)となっている。(各都道府県のラスパイレス指数の状況は、参考3のとおり)

## 5 物価及び生計費

#### (1) 物価指数

総務省調査による本年4月の消費者物価指数は、前年同月に比べ全国では1.2%の減、 佐賀市では1.1%の減となっている。(報告資料第28表参照)

#### (2) 標準生計費

本委員会が、総務省の「家計調査」における勤労者世帯分を基礎に算定した本年4月における佐賀市の標準生計費は、2人世帯では190,810円(全国191,130円)、3人世帯では207,170円(同210,360円)、4人世帯では223,510円(同229,600円)となっている。(報告資料第29表参照)

なお、上記勤労者世帯分の佐賀市における本年4月の標本調査世帯数は53世帯となっている。

## 6 国家公務員の給与等

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告及び 勧告を行った。

国家公務員の給与については、本年も民間の厳しい情勢を反映し、公務と民間の給与 比較の結果、月例給、特別給のいずれについても公務が民間を上回ったため、それらを 引き下げることとした。これらにより、職員の年間給与は平均で9.4万円(1.5%)引下 げという厳しい内容の勧告になっている。

また、給与の改定に併せて、公務員の高齢期の雇用問題について報告し、定年を段階的に65歳に引き上げることに伴い、人材活用方策、定年延長後の給与等の問題等について、今後、関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら検討を進め、本年中を目途に成案を得て立法措置のための意見の申出を行うこととしている。

その他、国家公務員制度の改革が進められる中、公務員の労働基本権の在り方の見直しの議論に資するよう、公務における自律的労使関係制度の在り方について4つのパタ

ーンを示し、基本的な論点整理が行われている。

なお、国においては、本年10月1日から日々任用が更新されるという現行の日々雇用の仕組みを廃止し、新たに期間業務職員の制度を設けることとした。また、仕事と育児・介護の両立を図る観点から、非常勤職員の育児休業制度や介護休暇制度の導入についても措置することとしている。(報告及び勧告の骨子は、参考1及び参考2のとおり)

## 7 教育職の給与を巡る動き

平成 18 年 6 月に公布・施行された行政改革推進法 <sup>1</sup>において、政府は人材確保法 <sup>2</sup> の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行うこととされた。また、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)では、人材確保法による優遇措置の縮減及びメリハリをつけた教員給与体系の検討を行うこととされた。これを受けて、国においては、人材確保法による教員給与の優遇措置のうち、教員給与月額が一般行政職給与月額を上回る分の義務教育費国庫負担金を平成 23 年度までに縮減することとされた。

また、中央教育審議会の答申 ³では、人材確保法における教員給与の優遇措置についてその基本を維持しながら、教員給与にメリハリを付ける所要の経費の確保について政府が真摯に対応するよう要請されている。併せて、一律に支給される諸手当等のうち意義が薄れてきているものについては廃止・縮減の方向で、また、勤務成績や職務負担等に応じて支給される性格の手当のうち重要なものについては充実を図る方向で検討する必要があるとされた。

これらを受け、国においては、平成20年度から義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しに着手していたところであるが、「平成22年度予算における教員給与の見直しに係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しについて(通知)」(平成22年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知)において、「平成22年以降は、上記方針に基づく教員給与の縮減は行わないこととなったが、一方、現下の厳しい財政状況の下で、学校現場からの要請が強い大幅な教職員定数の改善を図るため、平成22年度予算においては、教員給与のうち、『義務教育等教員特別手当』及び『給料の調整額』を縮減することとした」とされており、教職員定数改善の財源を確保するため、教員給与が縮減されることとなった。なお、教職員定数の改善については、本年8月に「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)」が策定されており、国において定数改善の検討が進められているところである。

さらに、教職調整額については、学校の組織運営の在り方等を踏まえ、中央教育審議会において、そのあり方について引き続き検討が行われているところである。

- 1 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)
- 2 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和49年法律 第2号)
- 3 今後の教員給与の在り方について(答申)(平成19年3月29日)

#### 8 獣医師等を巡る状況

#### (1) 獣医師

近年のペットブームを背景とした小動物診療への希望者の増加などにより、全国の 都道府県においても獣医師職員が恒常的に不足しており、本県においても、ここ数年 採用辞退者や中途退職者が発生し、獣医師職員の確保が困難になっている。

この背景には、民間の小動物診療等と比較した場合、公務においては臨床を行う業務が少ないほか、給与などの処遇面にも課題があると思われる。

また、現職の獣医師職員からも、初任給調整手当を含めた給与面での処遇改善の必要があるなどの意見が出されたところであり、獣医師職員の処遇について検討を行うため、本委員会では、平成22年4月1日時点で、他の都道府県及び民間における獣医師免許を有する者の給与等に関する調査を実施したところである。

#### ア 他の都道府県の獣医師職員の初任給の状況

平成 22 年 4 月 1 日現在、人材の確保並びに他の地方公共団体及び民間との均衡等 を理由に初任給調整手当を支給している団体が 19 道県ある。

初任給調整手当を支給している団体の初年の支給金額及び支給期間

	全国 (19 道県)	九州(4県)
初年支給額(平均)	24,258 円	23,250 円
初年支給額(最高)	36,400 円	30,000 円
初年支給額(最低)	2,500 円	8,000円
支給期間(平均)	10年	10.8年
支給期間(最長)	20年	15 年
支給期間(最短)	5年	8年

(注)本県は支給していない。

#### 新規学卒者の初任給月額(給料月額と初任給調整手当の合計額)の状況

	全国(47都道府県)	九州(8県)	佐賀県
初任給月額(平均)	212,474 円	214,025 円	
初任給月額(最高)	257,600 円	234,000 円	204,000 円
初任給月額(最低)	196,900 円	197,600 円	

<sup>(</sup>注)複数の給料表を適用している団体にあっては医療職給料表(二)の給料月額、医療職給料表(二)がない場合は行政職給料表の給料月額で集計している。

#### イ 民間の獣医師の初任給の状況

全国の獣医師の採用が行われていると思われる事業者(307 社)に対し「平成22年獣医師免許を有する者の給与等に関する調査」(郵送調査)を実施したところ、157社から回答があったが、そのうち獣医師を採用している事業者は114社で、そのう

ち 101 社から初任給等月額について回答を得た。

平成22年4月時点の新卒採用者の基本給及び手当(獣医師手当、資格手当等)の額について調査した結果は次のとおり。

新規学卒者の初任給〔基本給及び手当の合計額〕の状況

		事業者数	初任給単純平均額	基本給のみの額		
全	国	101	236,457 円	218,786 円		
九州本	社	15	239,523 円	216,179円		
佐賀本	社	12	230,729 円	219,548 円		

(注)佐賀県に本社のある事業者は、動物病院(個人事業)及び農業団体

#### 全国の業種別の新規学卒者の初任給〔基本給及び手当の合計額〕の状況

業種	事業者数	初任給単純平均額	基本給のみの額
研究所	4	216,360 円	211,360 円
製薬会社	4	248,880 円	231,380 円
食品会社	3	244,980 円	231,647 円
動物病院	53	238,859 円	226,328円
農業団体	29	233,780 円	203,414 円
その他(動物園等)	8	230,888 円	217,138 円
合 計	101	236,457 円	218,786 円

#### (2) 薬剤師

薬剤師の資格取得のための大学修業年数が4年から6年に延長され、平成22年と平成23年の新卒者が見込まれない状況となり、本県においても、この2年間、新規職員を採用できない懸念が生じたところである。

しかしながら、本県においては、平成 21 年度から採用試験の方法を競争試験から採用選考に変更したことにより、任命権者からは、現在のところ必要な新規職員数は確保できており、支障はないとの回答を得ている。

なお、本県の薬剤師職員の初任給月額については、国に準拠しているところであるが、全国の都道府県の平均を下回っている状況である。

#### 新規学卒者の初任給月額の状況

	全国(47都道府県)	九州(8県)	佐賀県
初任給月額(平均)	182,624 円	178,989 円	
初任給月額(最高)	201,900 円	184,500 円	178,200円
初任給月額(最低)	172,200 円	172,200円	

(注)複数の給料表を適用している団体にあっては医療職給料表(二)の給料月額、医療職給料表(二)がない場合は行政職給料表の給料月額で集計している。

#### (3) 建築技師

国の建築基準適合判定資格者検定に合格した建築主事が建築確認業務を行っており、本県においては31名の建築技師職員がその資格を保有しているが、全国の都道府県と同じように30歳代以下の職員の取得率は低い状況であり、今後の建築確認行政への支障が懸念されるところである。

建築主事になるためには、大学卒業後2年以上の実務経験を経て、近年難関となっている一級建築士試験に合格し、2年以上の建築確認等の実務経験を経て、国の建築基準適合判定資格者検定に合格する必要がある。このため、職員は、勤務しながら専門学校に通学し自己研鑽を図るとともに、高額な専門学校の修学経費を負担しなければならない状況である。

現職の建築技師職員からは、一級建築士試験に向けた専門学校の修学経費の一部助成が今年度から実施され、一級建築士の取得に向けた支援制度が整備されているとともに、建築基準適合判定資格者の登録手数料の全額助成、検定受験や講習会への参加が公務扱いになるなど、建築主事資格取得に向けた支援制度も整備されてきたことで一定の前進があるとの意見が出されたところである。

なお、他の都道府県の建築主事資格取得者に係る給与等の状況を調査したところ、本県のような建築主事等の資格取得に係る支援制度を設けているのは5県、建築主事として建築確認等の事務をつかさどる職員に給料上の措置を行っているところは1県だけであった。

#### 9 むすび

本委員会は、県職員・民間事業所の従業員・国及び他の都道府県職員の給与等県職員の給与、任用、休暇等の勤務条件を決定する諸条件について調査研究を行った結果、県職員の勤務条件について次のような措置が必要であると考える。

#### (1) 県職員の給与について

#### ア 本年の給与の改定

県職員の給与については、特例条例による減額措置が実施されている。しかし、当該措置は、本県の極めて厳しい財政状況の下での当面の財源対策として行われる臨時的な特例措置であることや、県職員に本来支給されるべき給与水準を示すという給与勧告制度の趣旨から、民間給与との比較においては、当該措置がないものとした場合に支給される県職員給与を基礎とすることが適当であると考える。そこで、特例条例による減額措置前の県職員の月例給与と民間給与について、本年4月時点で比較を行った結果、県職員の月例給与が民間給与を1,076円(0.29%)上回っていることが判明した。

給与勧告の制度は労働基本権制約の代償措置の一つであり、県職員の給与は地方公

務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則等の給与決定の諸原則により決定されるべきものである。

調査の結果、本年においては、特例条例による減額措置前の県職員給与が民間給与 を上回ることとなったため、本委員会としては、民間給与との較差を解消するため、 月例給の引下げ改定を行う必要があると判断した。

月例給については、先ずは、民間給与との較差の状況等を考慮し、中高齢層を対象に引下げを行った国の俸給表を参考に、給料表の引下げ改定を行うこととする。

また、国においては、50歳台後半層の公務員給与が民間給与を上回る傾向がみられるとし、当分の間、行政職俸給表(一)適用職員で職務の級が6級以上の55歳を超える職員について、当該職員の俸給月額から、当該俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減ずる等の給与の抑制措置をすることとしている。一方、本県の職種別民間給与実態調査の結果によると、次表に示すとおり、50歳台において県職員給与が民間給与を大きく上回っている状況にあり、特に、行政職給料表の職務の級で6級以上と5級以下で分けた場合、6級以上の県職員給与が民間給与をより大きく上回っている傾向にあることから、当面の措置として、50歳台の6級以上の職員の給与水準の是正を図る必要があると判断した。

50歳台の民間事業従事者と県職員(行政職)との給与比較

	区分	民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較差 (A)-(B)(円)( <u>(A)-(B)</u> ×100)(%)
,	50歳台全体	449,912 円	458,048 円	8,136 円 ( 1.78%)
	6級以上	509,174 円	537,539 円	28,365 円 ( 5.28%)
	5 級以下	429,307 円	430,408 円	1,101 円 ( 0.26%)

(注)特例条例による減額措置前の額及び率で、P5の給与比較を50歳台に限定して算出したものである。

その具体策については、国において定年延長の実施に当たって給与制度を見直すことが考えられていることから、国の50歳台後半層の給与抑制措置の取扱いを参考に、当面、50歳台の行政職6級以上に相当する職員の給料月額及び管理職手当について一定率を乗じた額を減ずる方策を講ずることが適当である。

なお、人材確保上の観点から給与水準の引下げが適当でない医療職給料表(一)適 用職員、既に定年後の給与水準として給与決定されている再任用職員、高度の専門 的な知識経験を一定期間活用すること等を目的に採用された任期付研究員及び特定 任期付職員については、この方策は適用しない。

特別給については、職種別民間給与実態調査の結果に基づき、昨年8月から本年7月までの民間の特別給の支給割合に見合うよう、年間で3.95月分となるように支給月数を引き下げる必要があると判断し、引下げ月数分を12月期の特別給から差し

#### 引くこととした。

#### (ア) 給料表

#### (行政職給料表)

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、民間給与との較差の状況等を考慮し、中高齢層を対象に引下げを行った国の俸給表を参考に、引下げ改定を行う必要がある。

なお、再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う必要がある。

#### (行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、給料月額の引下げ改定を行う必要がある。ただし、医療職給料表(一)については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わないこととする。また、任期付研究員給料表(若手育成型)についても、若手研究員を対象とした給料表であることから、引下げ改定は行わないこととする。

#### (イ) 50歳台の職員の給与の抑制措置

50歳を超える職員(本部長級、副本部長級又は課長級の職にない職員、医療職給料表(一)適用職員、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員を除く。)に対する給料月額の支給に当たっては、(ア)の改定による解消分を除いた残りの県職員給与と民間給与の給与差を考慮し、当分の間、その者が50歳に達した年度の翌年度から、当該職員の給料月額に本年の公民較差を考慮して定めた100分の1.4を乗じて得た額に相当する額を当該給料月額から減ずる必要がある。ただし、これによると支給する給料月額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該最低の号給の給料月額まで減ずることとする。

この措置の適用を受ける職員に支給する地域手当、期末手当、勤勉手当、休職者の給与等について、給料月額の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる必要がある。また、管理職手当についても、同様とする。

#### (ウ) 経過措置額の取扱い

給料月額について、(ア)の改定及び(イ)の措置が行われることを踏まえ、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 17 年佐賀県条例第 72 号)附則第7条及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成 17 年佐賀県条例第 75 号)附則第7条の規定による給料(経過措置額)についても、医療職給料表(一)適用職員及び任期付研究員(若手育成型)を除き、引き下げ

る必要がある。引下げ後の経過措置額の算定基礎となる額の算出については、公民給与較差の状況を考慮し、人事院勧告に準じた所要の措置を講ずる必要がある。さらに、(イ)の措置の対象職員にあっては、これにより算定される経過措置額から、当該経過措置額に(イ)の措置の割合(100分の1.4)を乗じて得た額に相当する額を減じた額をその者の経過措置額とする必要がある。

#### (I) 期末手当及び勤勉手当

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支給された賞与等の特別給は、年間で所定内給与月額の3.94月分に相当しており、この支給割合と均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.2月分引下げ、年間3.95月分とする必要がある。本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当から差し引くこととし、平成23年度以降においては、民間の特別給の支給状況等を参考に、6月期及び12月期における期末手当及び勤勉手当の支給月数を定める必要がある。

また、再任用職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当の支給月数の改定についても、上記の改定内容を踏まえて行う必要がある。

#### (オ) 時間外勤務手当

時間外勤務手当については、本年4月1日施行の佐賀県職員給与条例等の改正において、労働基準法の取扱いを踏まえ、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げたところである。日曜日又はこれに相当する日の勤務の取扱いについて、本年調査を実施したところ、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を引き上げた企業のうち、法定休日の労働時間を月60時間の積算の基礎に含めるとしている事業所の従業員の割合は、67.7%となっている。このような民間の実態を踏まえ、県職員においても、月60時間の時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることについて所要の措置を講ずる必要がある。

なお、民間においては、本年4月1日から、月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増率賃金率について、2割5分を超える率とするよう努めなければならないこととされたところであるが、本年4月の民間の状況をみると、県職員において時間外勤務手当の支給割合を引き上げる状況にはない。

(報告資料第27表参照)

#### (カ) 改定の実施時期等

本年の民間給与との較差に基づく給与改定は、県職員の給与水準を引き下げ

る内容の改定であるため、この改定を実施するための佐賀県職員給与条例等の 規定は、県職員と民間の給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を講ず ることとした上で、遡及することなく、この改定を実施するための条例の公布 日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から 実施する必要がある。

県職員と民間の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で県職員と民間の均衡を図る観点から所要の調整を行うことが情勢適応の原則にかなうものであると考える。しかしながら、月例給については、特例条例による給与減額措置後の県職員の給与が民間給与を下回っていることから、本年もこのような調整を行うことは適当でないと考える。一方、期末手当及び勤勉手当については、特例条例による給与減額措置の対象ではないため、調整を行う必要があると考える。

この調整については、本年 12 月期の期末手当において行うこととし、同手当の額において、民間給与との較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置を講ずる必要がある。この場合において、若年層等の引下げ改定を行わない給料月額を受ける職員(経過措置額を受ける職員を除く。)については較差相当分に係る調整を行うことは適当ではないため、本年の調整は、昨年と同様の考え方に基づき、民間給与との比較に基づいて算出される較差率(本年の場合、0.29%)に代えて、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員によって民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率(調整率)によって行うことが適当である。

具体的な調整方法としては、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員について、本年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の額に調整率(民間給与との比較を行う職員に係る較差の合計額を同職員で引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率) 0.36%を乗じて得た額を基にして調整する必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表適用者についても、引下げ改定が行われない医療職給料表(一)及び任期付研究員給料表(若手育成型)の適用者を除き、行政職給料表適用者と同様の調整を行う必要がある。

#### イ 教育職の給与

教育職は、次世代を担う子どもたちの心身の発達にかかわり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、その資質・能力を絶えず向上させるためにも、適切な処遇を図る必要があると考える。

国における検討結果及び他の都道府県の動向を踏まえ、メリハリのある教員給与

体系を実現するために、義務教育等教員特別手当及び特別支援学校の教員等に支給 される給料の調整額の見直しについて検討を行う必要がある。

また、教職調整額の見直しについては、引き続き国における検討の状況等を注視していく必要がある。

#### (2) 給与構造の見直しについて

本県の給与構造の見直しについては、平成18年から平成22年度までの5年間で段階的に実施してきたところである。この給与構造の見直しにおいては、年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた給料構造への転換、勤務実績の給与への反映の推進などの実現のため、給与制度全般にわたる見直しを進めてきたところであるが、本年度、これまで暫定的であった地域手当の支給割合が本来の支給割合となり、これをもって当初予定していた施策の導入・実施はすべて終了することとなる。

勤務実績の給与への反映については、昇給及び勤勉手当における勤務実績の反映措置を導入したところであるが、頑張る職員が報われるよう、各任命権者においては制度の趣旨に沿った適切な運用が確保されるよう努める必要がある。

#### (3) 獣医師の処遇改善について

獣医師職員の人材確保が困難な状況を踏まえ、獣医師職員の処遇について検討を行うため、本委員会では、本年4月1日時点で、他の都道府県及び民間における獣医師免許を有する者の給与等に関する調査を実施した。

他の都道府県の調査においては、獣医師に対して初任給調整手当を支給する団体が19道県あり、人材確保に努めている状況にある。初任給調整手当については、手当額が平均24,258円、支給期間が平均10年と各団体の実情に応じて支給されているところであるが、本県においても、同手当を含め、給与面での処遇改善を検討する必要がある。また、民間の初任給(基本給と獣医師手当等の合計額)の状況は前述したとおりであり、人材確保の点から、民間との競合の面も考慮し、所要の措置を講ずる必要がある。

さらに、任命権者においては、獣医師職員の採用辞退者や中途退職者が多数発生している現状を真摯に受け止め、給与面での処遇以外の要因や職場環境における課題を 把握し、所要の措置を講ずる必要がある。

#### (4) 特殊勤務手当の見直しについて

特殊勤務手当については、国において支給実績がないもの等について見直しが行われたところであるが、本県においても手当ごとの業務の実態等を精査し、支給内容がその時々の情勢に適応したものとなるよう見直していく必要がある。

#### (5) 年金支給開始年齢の引上げに伴う任用等について

人事院は、公的年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて、定年を段階的に 65 歳まで延長することが適当であるとし、本年の報告において、制度見直しの骨格や様々な検討課題を示したところである。

今後、関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら更に検討を進め、本年中を目途に 立法措置のための意見の申出を行うこととしている。

地方公務員の定年については、国家公務員の定年を基準として条例で定めることとなっており、今後は、人事院の意見の申出やそれを踏まえた立法化の状況を注視していくとともに、新たな任用等の仕組みや給与のあり方など本県独自の様々な課題について、検討を進めていく必要がある。

#### (6) 能力・実績に基づく人事評価制度の整備について

国においては、昨年4月から新たな人事評価制度が実施され、その結果を任用、給 与等に活用しているところである。

また、全国においても、22 の都道府県が勤務実績を給与へ反映させているところである。

任命権者においては、人材育成を目的とした人事評価に取り組まれているところであるが、職員の能力及び実績を適正に評価することにより、その結果を任用、給与等に活用できるような公正で納得性の高い客観的な人事評価制度の整備について、国及び他都道府県の状況を踏まえ、早急に検討を進めていく必要がある。

#### (7) 多彩で優秀な人材の確保・育成について

本県においては、多彩で優秀な人材を確保するため、これまでも採用試験制度の改善に取り組んできたところである。

特に、民間企業等での専門知識や経験を県行政の各分野で即戦力として発揮できる人材の確保を目的とし、平成 17 年度から実施している U・I ターン型民間企業等職務経験者試験や、民間企業志望の優秀な人材の確保という点に着眼した行政特別枠試験を平成 20 年度から 3 年間の試行として実施してきたところである。

これまで、これらの試験には全国から採用予定人員の 100 倍前後の申込があるなど 関心が高く、また、これらの試験での採用者も任命権者から高く評価されているとこ ろであり、本県に多彩で優秀な人材の確保が図られているところである。

今後とも、人事委員会が専管する採用試験について、より良い試験制度となるよう、 引き続き、任命権者と連携しながら改善を進めていくこととしている。

また、優秀な人材の確保とともに、入庁後の人材育成も重要であり、時代の要請に応じた質の高い行政を実現していくため、任命権者においては、職員の能力を開発し向上を図る研修や各階層において求められる職員の能力を向上させる研修等を実施さ

れているが、引き続き、研修内容の充実に向け、取り組んでいく必要がある。

#### (8) 勤務環境の整備について

#### ア 時間外勤務等の縮減及び年次休暇の取得促進

恒常的な長時間の勤務は職員の健康の保持、労働意欲や活力の維持、優秀な人材の確保等に影響を及ぼすものであり、行政組織の機能や活力にも係わるものであることから、人事委員会は従来からこの縮減の必要性を指摘してきたところであるが、これまで様々な縮減の取組みを長期に亘り実施されているにもかかわらず、大きな成果はあがっていない状況である。

任命権者においては、これまでの時間外勤務等の縮減の取組みを検証し、任命権 者自らが強力なリーダーシップを発揮し、業務の徹底した見直しや合理化を図ると ともに、管理職員が率先して早期退庁に努めることなどに取り組むことを強く求め るものである。

また、年次休暇については、平成21年の1人当たり取得日数は9.9日にとどまっており、特に警察本部については5日程度である。平成17年3月に策定された佐賀県特定事業主行動計画によると、平成21年度までに14日以上にするとの数値目標が掲げられていたが、達成できていない状況にある。

任命権者としては、職員の年間業務の繁閑を考慮した上で年次休暇の取得促進を行うなどの対策をさらに進めていく必要がある。

#### イ 職員の健康管理

職員における30日以上の長期の病気休暇取得者や病気休職者の中で心の病を理由とした者の割合は年々増加傾向にあり、平成21年度は長期の病気休暇取得者の32.9%、病気休職者の70.9%にまでなっており、これは全職員の0.95%に当たり、職員の100人に1人が心の病による休職者等となっている状況にある。

また、平成21年度の長時間勤務者への医師の面接指導状況をみると、1年間に1回以上月100時間を超える長時間勤務を行った者のうち、面接指導が行われた者の割合は、知事部局で1.1%、教育委員会で7.5%、警察本部で37.2%となっており、知事部局において特に少ない状況となっている。

任命権者においては、相談体制の一層の充実に努めるとともに、職員の業務量の 平準化及び業務内容・業務量に応じた弾力的な人員配置などに努めるとともに、長 時間勤務者に対して積極的に面接指導を行っていく必要がある。

さらに、管理職員等においては、日頃から職員との意思疎通を密にし、職員が気軽に相談できる雰囲気づくりに努めることにより、職員のストレスをできるだけ早期に把握するとともに、メンタルヘルス不調をいち早く発見して、産業保健スタッフのアドバイスを受け、適切に対応することができるようにしていく必要がある。

#### ウ 両立支援の推進

職員が家庭生活における責任を担いつつ、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、職業生活と家庭生活との両立支援策の充実及び意識啓発等をより一層推進していくことが重要である。

任命権者においては、これまで育児や介護に係る休暇・休業制度等の整備に取り 組まれ、制度としては充実してきたところであるが、特に男性職員の制度の利用が 進んでいない状況にある。

任命権者においては、職員が仕事と家庭を両立しながら男女に関係なく積極的に育児や介護に関わることができるよう、勤務環境の整備に取り組むとともに、管理職員等に対し、職員が育児休業等の取得を支障なくできるよう、対象職員の業務の遂行方法、業務分担や人員配置の変更等の必要な措置を積極的に講ずるよう意識改革を行う必要がある。

#### エ 働きやすい職場環境の確保

任命権者においては、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等に関して職員の行動指針となる佐賀県職員男女共同参画推進行動計画ガイドラインを策定するなど、働きやすい職場環境の整備に努められてきたところであるが、セクハラ・パワハラに関する相談件数はいずれも少ない状況にある。このことは、セクハラやパワハラが潜在化しやすいものであることや職員が相談しにくい相談体制になっていること、職員に相談窓口がよく知られていないことなどが原因として考えられる。

そのため、職員の相談体制の一層の充実や相談窓口の職員への周知など職員が相談しやすい環境の整備に努めるとともに、管理職員等への具体的言動事例を活用した啓発のための研修の実施など、働きやすい職場環境の確保のための対策を推進していく必要がある。

#### (9) 服務規律の確保について

県民全体の奉仕者である職員には厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められるが、県民の信頼を損なうような非違行為が多く発生している。

平成 21 年度においても 10 人以上の職員が職務上あるいは職務外の公務員としてあるまじき非違行為により処分を受けている。また、本来、職員を指導すべき管理監督者が自らの非違行為によって処分を受ける事例も発生している。

任命権者は、当該職員に対して厳正な処分・指導を行うことはもとより、その事実 関係を十分に把握・分析し、再発防止のために必要な研修・啓発の実施など実効性の ある取組を一層進めていく必要がある。

#### (10) 給与勧告実施の要請等について

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから労働基本権が制約されており、その代償措置の一つとして、人事委員会勧告制度が設けられ、これまで重要な役割を担ってきたところである。

これまでに述べたとおり、本年の職種別民間給与実態調査によれば、佐賀県内の民間事業所の経営環境は、回復の兆しが見えるものの、依然厳しい状況に置かれており、様々な経営努力をされてきたことが窺える中で、従業員の給与についても、昨年に比べてその水準が下がっていることが判明した。また、雇用調整を実施している事業所の割合は昨年より減少しているものの、依然として高い水準にあり、県内の雇用は厳しい状況にある。

その他、少子・高齢化の進展とともに、価値観や社会の仕組みなど、県職員を取り巻く環境は大きくかつ急速に変化している。

人事委員会はこのような県内の実態等を把握したうえで本年の県職員のあるべき給 与水準等勤務条件についてこれまで述べたとおり報告し、別紙第2のとおり勧告する こととした。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深いご理解をいただき、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

また、県職員にとって今回の勧告・報告の内容は昨年に続き厳しいものとなったが、 職員一人ひとりが、現下の県内経済・社会情勢等を十分に踏まえ、県民への奉仕者で あり、県民と苦労を分かち合う立場にあることを深く心に刻み、今後とも公務遂行に 対する高い使命感と倫理観を持って職務に精励していただくことを期待する。

なお、平成 20 年 1 月から実施されている特例条例による県職員給与の減額措置については、本県の厳しい財政事情の下での臨時的な特例措置であり本年度までと理解しているが、県職員の給与は地方公務員法に定める給与決定の諸原則により決定されるべきものであり、こういった措置が今なお実施されていることは、極めて残念であると言わざるを得ない。県職員が職務に対する意欲を保持しつつ、安んじて職務に専念できる環境の整備を図ることや、県職員に多彩で優秀な人材を確保する観点からも、適切な処遇を確保していくことが必要であると考える。しかしながら、現在の減額措置による県職員の給与水準は、県内民間の給与水準を大きく下回っていることから、議会及び知事に置かれては、このような事情を考慮いただき、あるべき職員の給与が適正な水準を確保できるよう、一層の努力を強く望むものである。

## (参考)

## 1 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告するとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。それらの概要は次のとおりである。

(参考1)給与勧告の骨子(22・23頁)

(参考2)公務員人事管理に関する報告の骨子(24頁)

### 2 平成 21 年地方公務員給与実態調査結果の概要

総務省が実施した平成 21 年地方公務員給与実態調査(平成 21 年 4 月 1 日現在)の 結果のうち、都道府県のラスパイレス指数の状況は、次のとおりである。

(参考3)都道府県のラスパイレス指数の状況(25頁)

#### 給与勧告の骨子

- 本年の給与勧告のポイント
  - 月例給、ボーナスともに引下げ ~ 平均年間給与は△9.4万円(△1.5%)

(月例給については、50歳台後半層を重点的に引下げ)

- ① 公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差(△0.19%)を解消するため、月例給の引下げ改定 - 55歳を超える職員の俸給・俸給の特別調整額の支給額の一定率減額、俸給表の引下げ改定
- ② 期末 勤勉手当 (ボーナス) の引下げ (△0.2月分)

#### Ⅰ 給与勧告の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

#### Ⅱ 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,100民間事業所の約45万人の個人別給与を実地調査(完了率89.7%)

- <月例給> 公務と民間の4月分給与を調査(ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映) し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較
- ○民間給与との較差 △757円 △0.19% 〔行政職俸給表(一)…現行給与395,666円 平均年齢41.9歳〕

俸 給  $\triangle$ 637円 俸給の特別調整額  $\triangle$ 51円 はね返り分等(注)  $\triangle$ 69円

- (注)地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分 〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間支給 月数を比較
- ○民間の支給割合 3.97月(公務の支給月数 4.15月)

#### 2 給与改定の内容と考え方

- <月**例給**> 民間給与との較差(マイナス)を解消するため、月例給を引下げ。50歳台後半層の職員の 給与水準是正のための措置及び俸給表の改定を併せて実施
- (1) 55歳を超える職員 (行政職俸給表(一)5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く) について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額(△1.5%)
  - ※ 医療職(一)(人材確保のため)、指定職(一官一給与のため)等についてはこの措置は行わない
- (2) さらに、中高齢層について俸給表を引下げ改定
  - ①行政職俸給表(一) (1)による解消分を除いた残りの公務と民間の給与差を解消するよう引下げ (平均改定率△0.1%)。その際、中高齢層(40歳台以上)が受ける俸給月額に限定して引下げ
  - ②指定職俸給表 行政職俸給表(一)の公務と民間の給与較差率と同程度の引下げ(へ0.2%)
  - ③その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ(ただし、医療職俸給表(一)等は除外)
- ※ 給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ
- ※ 専門スタッフ職俸給表の級の新設については新たな職の整備に向けた政府の取組をみて別途勧告
- (3) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ

(35, 200円→35, 100円)

**〈期末・勤勉手当(ボーナス)〉**民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.15月分→3.95月分 (一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
22年度 期末手当	1.25 月(支給済み)	1.35 月(現行1.5月)
勤勉手当	0.7 月(支給済み)	0.65 月(現行0.7月)
23年度 期末手当	1. 225月	1. 375月
以降 勤勉手当	0. 675月	0. 675月

#### [実施時期等] 公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率(△0.28%)(注)を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整(引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象)

(注) 引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職俸給表(一)適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率

〈超過勤務手当〉民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれ に相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施

#### Ⅲ 給与構造改革

- ・ 給与構造改革として当初予定していた施策の導入・実施が本年度で終了。地域間給与配分の見直し、 勤務実績の給与への反映等について、今後も必要な見直し
- ・ 平成23年4月にかけて経過措置が解消されることに伴って生ずる制度改正原資を用いて、同年4月 に若年・中堅層(43歳未満の職員)にこれまで抑制してきた昇給を1号俸回復
- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は約2.0ポイントで、昨年よりも0.6ポイント程度、改革前の約4.8ポイントと比べると2.8ポイント程度減少。地域間給与配分の見直しについては、今後の経過措置額の状況や地域手当の異動保障の支給状況、各地域の民間賃金の動向等を踏まえつつ、複数年の傾向をみていく必要を念頭に、最終的な検証
- ・ 定年延長の検討の中で、50歳台の給与の在り方について必要な見直しを検討

#### Ⅳ 高齢期の雇用問題 ~65歳定年制の実現に向けて~

1 公務における高齢期雇用の基本的な方向

本格的な高齢社会を迎える中、国家公務員制度改革基本法の趣旨を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年を段階的に65歳まで延長することが適当

- ・ 民間企業には、法律上65歳までの雇用確保措置を義務付け。60歳定年到達者の多くが継続雇用され、非管理職層を中心に定年前と同様の職務に従事している実態
- ・ 60歳台前半の職員についても職務給を基本とするが、定年延長を行う上では、職員の職務と責任を考慮しつつ、民間企業の雇用・所得の実情を踏まえ、60歳前と同じ仕事を行っている場合もその給与水準を相当程度引き下げて制度設計。あわせて、役職定年等の人材活用方策に取り組むとともに、短時間勤務等多様な働き方の選択を可能に
- 総定員を増加させずポスト構成を維持すれば65歳定年制でも給与等の増加は抑制
- ・ 段階的な定年延長を行う中で、採用から退職に至る公務員人事管理全体の見直しが不可欠。また、 早期退職を支援する措置、定員上の経過的な取扱い等について、政府全体として検討する必要

#### 2 定年延長に向けた制度見直しの骨格

- (1) 定年延長と60歳台の多様な働き方
  - ・ 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引上げ
  - ・ 高齢期の働き方に関する職員の意向を聴取する仕組みを導入
  - 一定範囲の管理職を対象とした役職定年制の導入
  - 定年前の短時間勤務制や人事交流の機会の拡充

#### (2) 定年延長に伴う給与制度の見直し

60歳台前半の民間給与が、継続雇用制度を中心とした雇用形態の下で60歳前に比べて3割程度低くなっている実情等を踏まえ、職務と責任に応じた給与を基本としつつ、60歳台前半の給与水準を相当程度引下げ。50歳台の給与の在り方についても必要な見直しを検討

#### (3) その他関連する措置

加齢に伴い就労が厳しくなる職種の取扱い、特例的な定年の取扱い等を検討

以上の骨格に基づき、関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら更に検討を進め、本年中を目途に 成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出

#### 公務員人事管理に関する報告の骨子

#### 公務員の労働基本権問題の議論に向けて

労働基本権制約の見直しは、その目的を明確にし、便益・費用等を含め全体像を提示し、広 く議論を尽くして、国民の理解の下に成案を固め、実施することが必要

#### 公務における労働基本権問題の基本的枠組みと特徴

公務における労働基本権問題の検討は、公務特有の基本的枠組み(内閣と国家公務員は双方が 国民に対し行政執行の責務を負うとともに、労使関係に立つという二つの側面を有する)と特徴 (市場の抑制力が欠如している等民間と大きく相違)を十分踏まえて行う必要

2 自律的労使関係制度の在り方 ~基本権制約の程度等に応じたパターン

パターン1 協約締結権及び争議権を付与。予算等の制約は存在

パターン 2 協約締結権を付与し争議権は認めない。この場合は代償措置(仲裁制度)が必要 パターン3 協約締結権及び争議権は認めずその代償措置として第三者機関の勧告制度を設 けるとともに、勤務条件決定の各過程における職員団体の参加の仕組みを新たに制度化

パターン4 職位、職務内容、職種等に応じてパターン1~3を適用

#### 3 自律的労使関係制度の在り方を議論する際の論点

- 国会の関与(法律・予算)と当事者能力の確保
- 労使交渉事項と協約事項の範囲
- 交渉当局の体制整備

- 付与する職員の範囲
- 給与水準の決定原則や考慮要素
- 職員団体の代表性の確保

#### 4 検討の進め方

基本的な議論を深めて見直しの基本的方向を定め、制度設計に向けて各論点を十分に詰めた 上で、便益・費用を含む全体像を国民に示し理解を得て、広く議論を尽くして結論を得る必要

#### Ⅱ 基本法に定める課題についての取組

- 1 採用試験の基本的な見直し
  - 優秀かつ多様な人材を確保するため、積極的な人材確保活動と併せ、専門職大学院の設置 状況等を踏まえた採用試験の基本的な見直しが喫緊の課題
  - 意見公募手続(本年6月)を経て、新たな試験制度の全体像を提示
    - 現行のⅠ種・Ⅱ種・Ⅲ種試験を廃止し、試験体系を再編

\*総合職試験:院卒者試験、大卒程度試験 \*専門職試験

\*一般職試験:大卒程度試験、高卒者試験等 \*経験者採用試験

- 今後、各方面と調整を行いつつ、平成24年度の新試験実施に向け、周知徹底、所要の準備
- 2 時代の要請に応じた公務員の育成
  - 各役職段階で必要な研修の体系化と研修内容の充実
  - 若手職員を養成する新たな研修の実施や長期在外研究員制度において博士号を取得させる ための方策を検討
- 3 官民人事交流等の推進
  - 退職管理方針を踏まえ、公務の公正を確保しつつ、審議官級の交流基準改正を近日中に予定
  - 公益法人等への職員派遣は、意義や妥当性の整理、法人選定等の内閣での対応を踏まえ検討
- 4 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針の見直し等

各方面の意見聴取等を行いつつ、本年末までに指針を見直すなど、実効性のある取組を強化

#### Ⅲ その他の課題についての取組

- 1 非常勤職員制度の改善
  - (1) 日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態の見直し

日々雇用の仕組みを廃止し、会計年度内の期間、臨時的に置かれる官職に就けるために任 用される期間業務職員制度を設け、本年10月から実施

(2) 非常勤職員の育児休業等

育児休業等をすることができるよう育児休業法改正の意見の申出を行うほか、介護休暇制 度の導入についても措置

#### 2 超過勤務の縮減

府省ごとに在庁状況の把握及び必要な指導などの具体的な取組を政府全体として推進。各大 臣のリーダーシップの下、政務三役等が自ら率先して超過勤務縮減に取り組むことが重要

- 3 適切な健康管理及び円滑な職場復帰の促進
  - 心の健康の問題による長期病休者について職場復帰前に試験的に出勤する仕組みを提示
  - 1回の病気休暇の上限期間の設定など病気休暇制度の見直し

### (参考3)

## 都道府県のラスパイレス指数の状況(平成21年)

番号	都道府県名	ラスパイ レス指数
1	北 海 道	92.8
2	青森県	100.8
3	岩手県	98.4
4	宮城県	97.2
5	秋田県	98.4
6	山形県	100.4
7	福島県	99.2
8	茨 城 県	101.4
9	栃木県	101.4
10	群馬県	101.7
11	埼玉県	102.8
12	千葉県	100.9
13	東京都	103.6
14	神奈川県	100.2
15	新 潟 県	100.8
16	富山県	98.7
17	石 川 県	100.3
18	福井県	100.2
19	山梨県	98.1
20	長野県	98.9
21	岐阜県	95.7
22	静岡県	103.8
23	愛 知 県	97.7
24	三重県	101.5
25	滋賀県	100.3

番号	都道府県名	ラスパイ レス指数
26	京都府	100.0
27	大 阪 府	92.2
28	兵 庫 県	98.5
29	奈良県	100.3
30	和歌山県	99.1
31	鳥取県	95.3
32	島根県	93.1
33	岡山県	91.9
34	広島県	97.5
35	山口県	97.3
36	徳島県	92.7
37	香川県	96.9
38	愛 媛 県	98.1
39	高 知 県	97.3
40	福岡県	102.3
41	佐 賀 県	95.8
42	長崎県	101.2
43	熊本県	98.0
44	大 分 県	101.0
45	宮崎県	98.4
46	鹿児島県	94.7
47	沖 縄 県	96.0

<sup>「</sup>平成21年地方公務員給与実態調査」より

<sup>(</sup>注1)ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の 適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出 したもので、国を100としたものである。

<sup>(</sup>注2)財政事情等による給料削減を実施している地方公共団体については、削減後の給料額によりラスパイレス指数を算出している。

## 勧告

本委員会は、別紙第1の報告の結果に基づき、次の事項を実現するため、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)、佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成15年佐賀県条例第2号)及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成15年佐賀県条例第3号)を改正することを勧告する。

- 1 佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正
  - (1) 給料表 現行の給料表(医療職給料表(一)を除く。)を別記第1のとおり改定すること。
  - (2) 50歳を超える職員の給料月額の減額支給等について
    - ア 当分の間、管理職層の職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で次の表の職員欄に掲げる職員以外の職員、医療職給料表(一)の適用を受ける職員又は再任用職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。)に対する給料月額の支給に当たっては、当該職員が50歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の給料月額から、当該給料月額に100分の1.4を乗じて得た額に相当する額(その額を当該給料月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該給料月額を当該職員の給料月額から減じた額)を減ずること。
    - イ アの適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の 月額から、アにより減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減 ずること。
    - ウ アの適用を受ける職員に係る勤務時間1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当及び休職者の給与の支給に当たっては、ア及びイに準ずること。

,			
給料表	職員		
行政職給料表	本部長級、副本部長級又は課長級の職にある職員		
研究職給料表			
医療職給料表(二)			
医療職給料表(三)			
高等学校等教育職給料表	校長の職にある職員		
中学校・小学校教育職給料表			
公安職給料表	警視級の職にある職員		

#### (3) 期末手当及び勤勉手当

#### ア 再任用職員以外の職員

(ア) 平成22年12月期の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分(特定幹部職員にあっては、1.15月分)とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.65月分(特定幹部職員にあっては、0.85月分)とすること。

(イ) 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分(特定幹部職員にあっては、1.025月分)及び1.375月分(特定幹部職員にあっては、1.175月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分(特定幹部職員にあっては、0.875月分)とすること。

#### イ 再任用職員

(ア) 平成22年12月期の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分(特定幹部職員にあっては、0.7月分)とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.3月分(特定幹部職員にあっては、0.4月分)とすること。

(イ) 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.325月分(特定幹部職員にあっては、0.425月分)とすること。

- 2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正
  - (1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

- (2) 特定任期付職員の期末手当
  - ア 平成22年12月期の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

- 3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例
  - (1) 給料表

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

- (2) 期末手当
  - ア 平成22年12月期の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

#### イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

4 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 17 年佐賀県条例第 72 号)及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成 17 年佐賀県条例第 75 号)の改正

平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が、同日において受けていた給料月額(この改定の実施の日において次の(1)又は(2)に掲げる職員である者にあっては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(1の(2)の適用を受ける職員にあっては、当該額から、当該額に1の(2)のアに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を給料として支給すること。

- (1) 平成 21 年 12 月 1 日において現行の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 17 年佐賀県条例第 72 号) 附則第 7 条第 1 項又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成 17 年佐賀県条例第 75 号) 附則第 7 条第 1 項に掲げる職員であった者((2)において「平成 21 年度減額改定対象職員」という。) 100 分の 99.59
- (2) 平成 21 年度減額改定対象職員以外の職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員又は第2号任期付研究員を除く。) 100分の 99.83

#### 5 改定の実施時期等

#### (1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。ただし、1の(3)のア及びイの(1)、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては、平成23年4月1日から実施すること。

(2) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置

平成22年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の1の(3)のア及びイの(ア)、2の(2)のア並びに3の(2)のアによる改定後の額から、平成22年6月1日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員(1の(2)を適用したとするならば給料月額の減額を受けることとなる職員及び佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第72号)附則第7条又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第75号)附則第7条の規定による給料を支給される職員を除く。)、

医療職給料表(一)の適用を受ける職員又は第2号任期付研究員以外の職員であった者 (任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末 手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に相当する額を減じた額とすること。

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1 号給から 93 号給
	2 級	1 号給から 64 号給
	3 級	1 号給から 48 号給
	4 級	1 号給から 32 号給
	5 級	1 号給から 24 号給
	6 級	1 号給から 16 号給
	7 級	1号給から 4号給
研究職給料表	1 級	1 号給から 96 号給
	2 級	1 号給から 72 号給
	3 級	1 号給から 40 号給
	4 級	1 号給から 24 号給
	5 級	1号給から 4号給
医療職給料表(二)	1 級	1 号給から 85 号給
	2 級	1 号給から 72 号給
	3 級	1 号給から 56 号給
	4 級	1 号給から 44 号給
	5 級	1 号給から 28 号給
	6 級	1 号給から 12 号給
医療職給料表(三)	1 級	1 号給から 96 号給
	2 級	1 号給から 80 号給
	3 級	1 号給から 56 号給
	4 級	1 号給から 44 号給
	5 級	1 号給から 28 号給
	6 級	1号給から 8号給
高等学校等教育職給料表	1 級	1 号給から 92 号給
	2 級	1 号給から 72 号給
	特2級	1 号給から 48 号給
	3 級	1 号給から 24 号給
中学校・小学校教育職給料表	1 級	1 号給から 92 号給
	2 級	1 号給から 84 号給
	特2級	1 号給から 48 号給

	3	級	1 号給から 40 号給
公安職給料表	1	級	1 号給から 92 号給
	2	級	1 号給から 84 号給
	3	級	1 号給から 72 号給
	4	級	1 号給から 56 号給
	5	級	1 号給から 32 号給
	6	級	1 号給から 24 号給
	7	級	1 号給から 16 号給
	8	級	1号給から 4号給

## (3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

## 別記第1

## 行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400

										·-
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200		
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000		
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800		
- /- m	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400		
再任用 職員以	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
外の職	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
員	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			
	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600			
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000				
	79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700				
	80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400				
	81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900				
	82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600				
	83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300				
	84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000				
	85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500				
	86	239,700	295,700	344,500	385,700					
	87	240,400	296,100	345,000	386,300					
	88	241,100	296,500	345,500	386,900					
		1	Ţ	U	I		II.	Į.	Į.	1

職 員 <del>価</del> 考			214,000				320,300	303,000	391,300	443,000
再任用		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600
	125		309,200							
	124		308,800							
	123		308,500							
	122		308,200							
	121		307,900							
	120		307,500							
	119		307,200							
	118		306,900							
	117		306,600							
	116		306,400							
	115		306,000							
	114		305,600	555, 100						
	113		305,200	356,400						
	112		305,000	355,900						
	111		304,600	355,500						
	110		304,200	355,100						
	109		303,800	354,700						
	108		303,600	354,200						
	107		303,200	353,800						
	106		302,800	353,400						
	105		302,400	353,000						
	105									
	104		302,200	352,500						
	103		301,800	352,100						
	102		301,400	351,700						
	101		301,000	351,300						
	100		300,800	351,000						
	99		300,400	350,500						
	98		300,000	350,000						
	97		299,600	349,500						
	96		299,400	349,200						
	95 06		299,000	348,700						
	94		298,600	348,200						
	93	243,700	298,200	347,700	390,100					
	92	243,400	298,000	347,400	389,400					
	91	242,900	297,600	346,900	388,800					
	90	242,400	297,200	346,400	388,200					

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

研究職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	F.
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,900
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,600
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	442,400
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,200
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,100
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	450,800
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	453,500
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,20
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	459,00
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	461,60
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	464,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	466,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	469,300
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	471,900
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	474,500
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	477,100
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	479,40
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	481,90
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	484,40
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	486,900
	37	199,800	274,700	356,700	403,000	489,500
	38	201,700	276,600	358,100	404,600	492,000
	39	203,600	278,500	359,500	406,200	494,500
	40	205,500	280,400	360,900	407,800	497,000

	41 42 43 44	207,500 209,400 211,300	282,100 283,400	361,900 363,100	409,400 411,000	499,600 501,900
	43	-		363,100	411,000	501,900
		211,300				
	44		284,700	364,400	412,600	504,200
		213,200	286,000	365,600	414,200	506,500
	45	215,100	287,000	366,900	415,800	508,600
	46	217,100	288,300	368,200	417,400	510,200
	47	219,100	289,600	369,500	419,000	511,800
	48	221,100	290,900	370,800	420,600	513,400
	49	222,900	292,300	371,900	422,000	515,100
	50	224,900	293,600	373,200	423,500	516,600
	51	226,900	294,900	374,500	425,000	518,000
	52	228,900	296,200	375,800	426,500	519,500
	53	230,700	297,400	376,900	428,000	520,800
	54	232,700	298,700	378,000	429,400	522,000
	55	234,700	300,000	379,100	430,800	523,200
	56	236,700	301,300	380,200	432,200	524,400
	57	238,400	302,400	381,100	433,400	525,600
	58	239,900	303,600	382,000	434,800	526,600
	59	241,300	304,800	382,900	436,200	527,600
再任用 職員以	60	242,800	306,000	383,800	437,600	528,600
外の職員	61	244,100	307,100	384,500	438,700	529,700
<b>其</b>	62	245,500	308,200	385,300	439,700	530,600
	63	246,900	309,300	386,200	440,700	531,500
	64	248,300	310,400	387,100	441,700	532,400
	65	249,800	311,600	387,800	442,600	533,300
	66	251,200	312,700	388,600	443,500	534,200
	67	252,600	313,800	389,400	444,400	535,100
	68	254,000	314,900	390,200	445,300	536,000
	69	255,300	316,100	391,000	446,000	537,000
	70	256,800	317,200	391,700	446,900	537,900
	71	258,300	318,300	392,400	447,800	538,800
	72	259,800	319,400	393,100	448,700	539,700
	73	261,200	320,300	393,900	449,400	540,700
	74	262,600	321,400	394,600		
	75	264,000	322,500	395,300		
	76	265,400	323,600	396,000		
	77	266,500	324,700	396,800		
	78	267,800	325,700	397,400		
	79	269,100	326,700	398,100		
	80	270,400	327,700	398,800		
	81	271,800	328,800	399,500		
	82	273,100	329,600	400,200		
	83	274,400	330,300	400,900		
	84	275,700	331,100	401,600		
	85	276,900	332,000	402,200		
	86	278,200	332,600	402,900		
	87	279,500	333,200	403,600		
	88	280,800	333,800	404,300		

供字		・対験担竿でし車を				
再任用職員		216,300	262,000	288,000	331,400	391,600
	121	303,400	351,100			
	120	303,100	350,500			
	119	302,700	350,000			
	118	302,300	349,500			
	117	301,900	349,000			
	116	301,500	348,400			
	115	301,100	347,900			
	114	300,700	347,400			
	113	300,300	346,900			
		299,900	340,300			
	112	299,900	346,300			
	111	299,500	345,800			
	110	298,700 299,100	344,800 345,300			
	109	200 700	244 000			
	108	298,200	344,200			
	107	297,700	343,700			
	106	297,200	343,200			
	105	296,700	342,700			
	104	295,900	342,100			
	103	295,200	341,600			
	102	294,500	341,100			
	101	293,800	340,600			
	100	292,900	340,000			
	99 100	292,000 292,900	339,500			
	98	291,100	339,000			
	97	290,200	338,500			
	96	289,600	337,900			
	95	288,600	337,400			
	94	287,600	336,900			
	93	286,600	336,400			
	92	285,500	336,000			
	91	284,300	335,400			
	90	283,100	334,800			
	89	281,900	334,200	404,900		

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務する研究員の職にある職員に適用する。

#### 口 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700

	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900	
再任用 職員以	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600	
外の職	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200	
員	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900	
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600	
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300	
	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800	
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400	
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100	
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800	
	65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300	
	66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900		
	67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600		
	68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300		
	69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800		
	70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400		
	71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000		
	72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600		
	73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300		
	74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900		
	75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500		
	76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100		
	77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800		
	78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400		
	79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000		
	80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600		
	81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300		
	82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900		
	83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500		
	84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100		
	85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800		
	86		292,200	329,700	351,600			
	87		292,500	330,000	352,000			
	88		292,800	330,400	352,400			
ı		1						

再任用職 員		187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400
	113			339,500				
	112			339,300				
	111			338,900				
	110			338,500				
	109			338,100				
	108			337,900				
	107			337,500				
	106			337,100				
	105		298,300	336,700	359,700			
	104		298,000	336,500	359,200			
	103		297,700	336,100	358,800			
	102		297,400	335,700	358,400			
	101		297,100	335,300	358,000			
	100		296,700	335,100	357,500			
	99		296,400	334,700	357,100			
	98		296,100	334,300	356,700			
	97		295,800	333,900	356,300			
	96		295,400	333,700	355,800			
	95		295,100	333,300	355,400			
	94		294,800	332,900	355,000			
	93		294,500	332,600	354,600			
	92		294,100	332,100	354,100			
	91		293,800	331,700	353,700			
	90		293,500	331,300	353,300			
	89		293,200	330,900	352,900			

備考 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

### 八 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000

	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500
	57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800
	58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700
	59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600
	60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500
	61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400
	62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300
	63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200
	64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100
	65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000
	66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800
	67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600
	68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400
	69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200
	70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400	
	71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100	
	72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800	
	73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600	
	74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200	
	75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800	
	76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400	
	77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000	
	78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600	
	79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200	
	80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800	
	81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300	
	82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900	
	83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500	
再任用 職員以	84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100	
外の職員	85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600	
묫	86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200	
	87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800	
	88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400	
I I		1		ļ			Į

89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800	
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400	
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000	
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600	
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100	
94	283,600	318,200	353,600	372,900		
95	284,600	319,000	354,300	373,400		
96	285,600	319,800	355,000	373,900		
97	286,500	320,500	355,500	374,500		
98	287,300	321,200	356,000	375,000		
99	288,100	321,900	356,500	375,500		
100	289,000	322,600	357,000	376,000		
101	289,800	323,100	357,600	376,600		
102	290,600	323,700	358,100	377,100		
103	291,400	324,300	358,600	377,600		
104	292,200	324,900	359,100	378,100		
105	292,900	325,300	359,700	378,700		
106	293,400	325,800	360,200	379,200		
107	293,900	326,300	360,700	379,700		
108	294,400	326,800	361,200	380,200		
109	294,900	327,300	361,700	380,800		
110	295,300	327,700	362,200	381,300		
111	295,700	328,100	362,700	381,800		
112	296,100	328,500	363,200	382,300		
113	296,500	328,900	363,700	382,900		
114	296,900	329,300	364,200			
115	297,300	329,700	364,700			
116	297,700	330,000	365,100			
117	298,000	330,300	365,500			
118	298,400	330,700	366,000			
119	298,800	331,100	366,500			
120	299,200	331,500	367,000			
121	299,500	331,700	367,400			
122	299,900	332,100	367,900			
123	300,300	332,500	368,400			
124	300,700	332,900	368,900			
125	300,900	333,100	369,300			
126	301,300	333,500				
127	301,700	333,900				
128	302,100	334,300				
129	302,300	334,600				
130	302,700	335,000				
131	303,100	335,400				
132	303,500	335,800				
133	303,700	336,100				
134	304,100	336,500				
135	304,500	336,900				
136	304,900	337,300				
• ' '	II.	I .	1	ı	ı	

			<b>差罐饰 准套</b>				
再任用 職 員		233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700
	169	315,800					
	168	315,400					
	167	315,100					
	166	314,800					
	165	314,500					
	164	313,800					
	163	313,500 313,800					
	161 162	313,200					
	161						
	160	312,800					
	159	312,500					
	158	312,200					
	157	311,900					
	156	311,500					
	155	311,200					
	154	310,900					
	153	310,600	343,600				
	152	310,200	343,300				
	151	309,900	342,900				
	150	309,600	342,500				
	149	309,300	342,100				
	148	309,100	341,800				
	147	308,300	341,400				
	145	307,900 308,300	340,600 341,000				
	145	207 000	240 600				
	144	307,700	340,300				
	143	307,300	339,900				
	142	306,900	339,500				
	141	306,500	339,100				
	140	306,300	338,800				
	139	305,900	338,400				
	138	305,500	338,000				
	137	305,100	337,600				

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

高等学校等教育職給料表 												
職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級						
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						
		円	円	円	円	円						
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	423,100						
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	425,000						
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	426,900						
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	428,800						
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	430,700						
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	432,600						
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	434,500						
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	436,400						
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	438,200						
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	440,000						
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	441,900						
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	443,800						
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	445,600						
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	447,500						
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	449,400						
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	451,300						
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	453,100						
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	455,000						
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	456,900						
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	458,800						
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	460,600						
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	462,500						
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	464,400						
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	466,200						
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	468,000						
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	469,700						
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	471,400						
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	473,100						
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	474,900						
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	476,600						
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	478,200						
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	479,900						
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	481,600						
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	482,600						
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	483,600						
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	484,600						
	37	216,300	275,800	345,900	403,900	485,700						
	38	218,100	278,400	348,100	405,500	•						
	39	219,900	281,000	350,300	407,100							
	40	221,700	283,600	352,500	408,700							

	1	1	Í.	,	Ú.
	41	223,600	286,100	354,700	410,400
	42	225,400	288,700	356,800	412,000
	43	227,200	291,200	358,900	413,600
	44	229,000	293,700	361,000	415,200
	45	230,900	296,000	363,100	416,900
	46	232,600	298,700	365,200	418,500
	47	234,300	301,400	367,200	420,100
	48	236,000	304,100	369,300	421,700
	49	237,600	306,600	371,200	423,400
	50	239,300	309,100	373,100	425,000
	51	241,000	311,600	375,100	426,600
	52	242,700	314,100	377,100	428,200
	53	244,100	316,500	379,100	429,900
	54	245,800	318,700	380,900	431,500
	55	247,400	320,900	382,700	433,100
	56	249,100	323,100	384,500	434,700
	57	250,600	325,400	386,200	436,400
	58	252,200	327,600	387,900	438,000
	59	253,800	329,800	389,600	439,500
	60	255,400	331,900	391,300	441,100
	61	257,000	334,100	393,000	442,800
	62	258,600	336,300	394,500	444,400
	63	260,200	338,500	396,000	446,000
	64	261,700	340,700	397,400	447,600
	65	263,200	342,900	398,900	449,300
	66	264,900	345,100	400,400	450,900
	67	266,500	347,300	401,900	452,500
	68	268,200	349,500	403,400	454,100
	69	269,700	351,500	404,900	455,700
	70	271,200	353,600	406,300	457,300
	71	272,700	355,700	407,700	458,900
	72	274,200	357,800	409,100	460,500
	73	275,500	359,600	410,500	462,000
	74	276,900	361,500	411,900	463,000
T /T III	75	278,300	363,500	413,300	464,000
再任用 職員以	76	279,700	365,400	414,700	465,000
外の職 員	77	281,100	367,400	416,100	465,800
只	78	282,300	369,100	417,500	
	79	283,500	370,800	418,800	
	80	284,700	372,500	420,200	
	81	286,000	374,200	421,600	
	82	287,200	375,700	422,900	
	83	288,400	377,200	424,200	
	84	289,600	378,700	425,500	
	85	290,900	380,200	426,800	
	86	292,100	381,700	428,000	
	87	293,300	383,200	429,200	
	88	294,500	384,700	430,400	

89	295,70	386,100	431,600	
90	296,90	387,500	432,700	
91	298,10	388,900	433,800	
92	299,30	390,300	434,900	
93	300,10	391,800	436,000	
94	301,30	393,100	437,100	
95	302,50	394,400	438,200	
96	303,70	395,700	439,300	
97	· ·		440,400	
98	,		441,200	
99	,		442,000	
10	0 308,00	400,300	442,800	
10	,		443,600	
10.	•		444,200	
10			444,800	
10	4 312,20	404,700	445,400	
10	· ·		445,900	
10	•		446,500	
10	*	407,600	447,100	
10	315,80	408,600	447,700	
10	9 316,80	409,500	448,300	
11	0 317,40	410,400		
11	1 318,00	411,300		
11:	2 318,60	412,200		
11	3 319,30	412,900		
11	4 319,80	413,700		
11	5 320,30	414,500		
11	6 320,80	415,300		
11	7 321,40	416,100		
11	321,90	416,900		
11	9 322,40	417,600		
12	322,90	418,400		
12	1 323,50	419,200		
12	*			
12	· ·			
12	4 325,00	420,700		
12	· ·			
12				
12				
12	326,80	422,600		
12				
13	· ·			
13				
13.	2 328,30	424,500		
13				
13	· ·			
13				
13	6 329,40	426,400		
- '	į.	•	•	•

再任用 職 員		234,700	278,600	308,000	336,700	423,100
	153	334,300				
	152	334,100				
	151	333,800				
	150	333,500				
	149	333,200				
	148	333,000				
	147	332,700				
	146	332,400				
	145	332,100				
	144	331,800				
	143	331,500				
	142	331,200				
	141	330,900				
	140	330,600				
	139	330,300				
	138	330,000				
	137	329,800	426,800			

備考 (一) この表は、次に掲げる者に適用する。

- ア 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教輸、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手
- イ 県立の中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、 養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命 ぜられた者
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校·小学校教育職給料表

	職務	双角職給料表	<b>2</b> /π	₩±ομπ	24π	ΔρΩ
職員の 区分	√の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	412,700
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	414,300
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	415,900
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	417,500
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	419,200
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	420,800
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	422,400
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	424,000
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	425,500
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	426,900
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	428,300
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	429,700
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	431,100
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	432,500
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	433,900
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	435,300
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	436,600
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	438,000
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	439,300
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	440,700
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	442,000
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	443,400
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	444,800
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	446,200
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	447,500
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	448,800
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	450,100
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	451,400
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	452,700
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	453,900
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	455,100
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	456,300
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	457,500
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	458,400
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	459,300
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	460,200
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	461,100
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	
	[					

-					
	41	222,600	255,500	353,500	377,400
	42	224,400	258,100	355,300	378,900
	43	226,200	260,700	357,100	380,400
	44	228,000	263,300	358,900	381,900
	45	229,900	265,700	360,700	383,500
	46	231,600	268,300	362,400	385,100
	47	233,300	270,800	364,100	386,700
	48	235,000	273,300	365,700	388,300
	49	236,700	275,800	367,200	389,800
	50	238,400	278,400	368,800	391,300
	51	240,100	281,000	370,500	392,800
	52	241,800	283,600	372,200	394,300
	53	243,100	286,100	373,900	395,900
	54	244,800	288,700	375,400	397,300
	55	246,400	291,200	376,900	398,600
	56	248,100	293,700	378,400	399,900
	57	249,600	296,000	379,900	401,400
	58	251,100	298,700	381,300	402,800
	59	252,600	301,400	382,700	404,200
	60	254,100	304,100	384,100	405,600
	61	255,700	306,600	385,400	406,900
	62	257,200	309,100	386,700	408,300
	63	258,700	311,600	388,000	409,700
	64	260,100	314,100	389,300	411,100
	65	261,400	316,500	390,600	412,300
	66	263,000	318,700	391,800	413,500
	67	264,600	320,900	393,000	414,700
	68	266,100	323,100	394,200	415,900
	69	267,800	325,400	395,400	417,000
	70	269,300	327,600	396,600	418,200
	71	270,800	329,800	397,700	419,400
	72	272,300	331,900	398,900	420,600
任用	73	273,600	334,100	400,100	421,600
員以	74	274,900	336,300	401,200	422,400
の職	75	276,200	338,500	402,300	423,200
	76	277,500	340,700	403,400	424,000
	77	278,900	342,700	404,500	424,900
	78	280,100	344,600	405,500	425,700
	79	281,300	346,500	406,500	426,500
	80	282,500	348,400	407,500	427,300
	81	283,800	350,200	408,500	428,100
	82	285,000	352,000	409,300	428,800
	83	286,200	353,800	410,100	429,500
	84	287,400	355,600	410,900	430,200
		200 500	357,100	411,700	430,900
	85	288,500	337,100		,
	86	289,500	358,800	412,500	
					431,600 432,300

_					
89	292,600	363,800	414,900	433,700	
90	293,500	365,100	415,600	434,400	
91	294,400	366,500	416,300	435,100	
92	295,300	367,900	417,000	435,800	
93	295,800	369,400	417,600	436,300	
94	296,600	370,700	418,300		
95	297,400	372,000	419,000		
96	298,200	373,300	419,700		
97	299,100	374,700	420,400		
98	299,900	375,800	421,000		
99	300,700	376,900	421,600		
100	301,500	378,000	422,100		
101	302,400	379,200	422,600		
102	302,900	380,300	423,200		
103	303,400	381,400	423,800		
104	303,900	382,500	424,300		
105	304,400	383,500	424,700		
106	304,800	384,500	425,300		
107	305,200	385,400	425,900		
108	305,600	386,400	426,400		
109	305,800	387,300	426,900		
110	306,200	388,300			
111	306,600	389,300			
112	307,000	390,300			
113	307,200	391,100			
114	307,500	392,000			
115	307,800	392,900			
116	308,100	393,800			
117	308,400	394,800			
118	308,700	395,600			
119	309,000	396,400			
120	309,300	397,200			
121	309,500	397,900			
122	309,800	398,700			
123	310,100	399,500			
124	310,400	400,300			
125	310,600	401,000			
126		401,700			
127		402,400			
128		403,100			
129		403,900			
130		404,600			
131		405,300			
132		406,000			
133		406,500			
134		407,100			
135		407,700			
136		408,300			
	•	*	·	•	•

再任用 職 員		225,800	275,200	302,900	329,800	412,700
	149		415,300			
	148		414,900			
	147		414,300			
	146		413,700			
	145		413,100			
	144		412,700			
	143		412,100			
	142		411,500			
	141		410,900			
	140		410,500			
	139		409,900			
	138		409,300			
	137		408,700			

備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(別表第一の適用を受ける者を除く。)に適用する。

<sup>(</sup>二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

#### 公安職給料表

ᄥᄝᄼ	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職員の 区分	の級									
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,500
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	437,400
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	439,200
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	441,100
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	442,800
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	444,600
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	446,400
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	448,200
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	449,800
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	451,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	453,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	455,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	418,100	456,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	420,000	458,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,900	460,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	423,800	462,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	425,600	463,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	427,300	465,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	429,000	467,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	430,700	469,100
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	432,300	470,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	433,900	472,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	435,500	473,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	437,100	475,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,400	438,400	476,600
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	410,300	440,100	477,400
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	412,200	441,800	478,100
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	414,100	443,500	478,900
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	416,100	445,000	479,500
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	417,700	446,700	480,300
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	419,400	448,400	481,100
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	421,100	450,100	481,900
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	397,100	422,700	451,600	482,500
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,700	424,200	452,400	483,300
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	400,300	425,700	453,200	484,100
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,900	427,200	454,000	484,900

	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	403,400	428,800	454,600	485,500
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	404,600	430,100	455,300	486,300
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	405,800	431,400	456,000	487,100
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	407,000	432,700	456,700	487,900
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,300	408,300	434,000	457,500	488,500
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,100	409,500	434,800	458,200	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,900	410,700	435,600	458,900	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,700	411,900	436,400	459,600	
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,500	413,200	437,100	460,300	
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,700	414,000	437,900	461,000	
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	395,900	414,800	438,700	461,700	
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,000	415,600	439,500	462,400	
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,300	416,300	440,100	463,100	
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,500	417,000	440,800	463,800	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	400,700	417,700	441,500	464,500	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	401,900	418,300	442,200	465,200	
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	403,200	419,100	442,900	465,900	
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	404,000	419,600	443,600	466,500	
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	404,800	420,200	444,300	467,200	
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	405,600	420,800	445,000	467,900	
	61	260,100	277,900	301,700	350,100	406,300	421,400	445,700	468,600	
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	407,000	422,000	446,300		
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	407,700	422,600	446,900		
	64	264,300	282,700	307,100	355,200	408,400	423,200	447,500		
	65	265,700	284,300	308,700	356,900	408,900	423,800	448,200		
	66	267,000	285,800	310,400	358,500	409,600	424,400	448,800		
	67	268,400	287,300	312,100	360,100	410,300	425,000	449,400		
	68	269,800	288,800	313,800	361,700	411,000	425,600	450,000		
	69	271,000	290,400	315,400	363,200	411,500	426,200	450,700		
	70	272,400	292,000	316,900	364,700	412,100	426,800	451,300		
	71	273,800	293,600	318,400	366,100	412,700	427,400	451,900		
再任用 職員以	72	275,200	295,200	319,900	367,600	413,300	428,000	452,500		
外の職 員	73	276,700	296,600	321,000	369,100	413,900	428,600	453,200		
~	74	278,100	298,100	322,700	370,600	414,500	429,200	453,800		
	75	279,500	299,600	324,400	372,100	415,100	429,800	454,400		
	76	280,900	301,100	326,100	373,500	415,700	430,400	455,000		
	77	282,100	302,400	327,900	374,900	416,300	430,900	455,700		
	78	283,300	303,900	329,600	376,100	416,900	431,500			
	79	284,500	305,400	331,200	377,300	417,500	432,100			
	80	285,700	306,900	332,900	378,500	418,000	432,700			
	81	287,000	308,400	334,600	379,800	418,600	433,300			
	82	288,300	309,800	336,300	381,000	419,200	433,900			
	83	289,600	311,200	338,000	382,200	419,800	434,500			
	84	290,900	312,600	339,700	383,400	420,400	435,100			
	85	292,300	313,800	341,400	384,700	420,900	435,700			
	86	293,500	315,300	343,000	385,300	421,500				
	87	294,700	316,800	344,600	385,900	422,100				
	88	295,900	318,300	346,200	386,500	422,700				

					•	
	89	297,100	319,800	347,700	387,200	423,300
	90	298,300	321,300	349,200	387,800	423,900
	91	299,500	322,800	350,700	388,400	424,500
	92	300,700	324,300	352,200	389,000	425,100
	93	301,500	325,600	353,700	389,500	425,700
	94	302,800	327,000	355,200	390,100	
	95	304,100	328,400	356,700	390,700	
	96	305,400	329,800	358,200	391,300	
	97	306,500	331,200	359,600	391,800	
	98	307,700	332,600	360,800	392,400	
	99	308,900	334,000	361,900	393,000	
	100	310,100	335,400	363,100	393,600	
	101	311,300	336,900	364,400	394,100	
	102	312,400	338,200	365,500	394,700	
	103	313,500	339,500	366,700	395,300	
	104	314,600	340,800	367,900	395,900	
	105 106	315,600	342,000	369,200	396,400	
	106 107	316,300	343,100	369,800	396,900	
	107	317,000 317,700	344,200 345,300	370,400 371,000	397,400 397,900	
	109	318,400	346,500	371,700	398,200	
	110	319,100	347,500	372,300	398,700	
	111	319,800	348,500	372,900	399,200	
	112	320,500	349,500	373,500	399,700	
	113	321,300	350,600	374,000	400,100	
	114	322,100	351,600	374,600	400,600	
	115	322,900	352,600	375,200	401,100	
	116	323,700	353,600	375,800	401,600	
	117	324,300	354,700	376,300	402,000	
	118	325,100	355,300	376,900	402,500	
	119	325,900	355,900	377,500	403,000	
	120	326,700	356,500	378,100	403,500	
	121	327,400	357,000	378,500	403,900	
	122	327,900	357,500	379,100	404,400	
	123	328,400	358,000	379,700	404,900	
	124	328,900	358,500	380,300	405,400	
	125	329,200	359,000	380,800	405,800	
	126	020,200	359,500	381,300	700,000	
	127		360,000	381,800		
	128		360,500	382,300		
	129		361,000	382,600		
	130		361,500	383,100		
	131 132		361,900	383,600		
			362,400	384,100		
	133		362,900	384,400		
	134		363,400	384,900		
	135		363,900	385,300		
	136		364,400	385,800		
ļ		ı l			1	ļ

	137		364,700	386,100						
	138		365,100	386,600						
	139		365,600	387,100						
	140		366,100	387,600						
	141		366,400	387,900						
	142		366,900							
	143		367,400							
	144		367,900							
	145		368,200							
再任用 職 員		240,000	251,900	256,200	292,400	309,800	324,500	348,700	384,600	417,400

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

# 別記第2

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第7条第1項の給料表

八四八、〇〇〇	t
七二四、000	六
<b>∜∏0′000</b>	五
五四三、〇〇〇	四
四七七、〇〇〇	Ξ
四二回、000	=
三七五、〇〇〇	_
給料月額(円)	号給

## 別記第3

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例

第5条第1項の給料表

があり込むでは								
六	五	四	Ξ	П	ı	号給		
\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	t0t,000	六〇八、〇〇〇	五二二、〇〇〇	四五九、〇〇〇	三九八、〇〇〇	給料月額(円)		